

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 契約の概要 要介護認定及び要支援認定において、医師に求められる資質の向上や必要な知識習得を促し、公平公正な介護保険制度の推進を図る。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 主治医研修の対象は「主治医意見書を記載する医師」であり、その研修実施にあたっては、介護保険制度のみならず医師としての専門的な知識及び経験を教授できる知見とノウハウが不可欠な要件となるため、経費の比較のみで行う競争入札になじまない。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 一般社団法人岐阜県医師会では、介護保険・福祉医療等の専門医師による「医療介護福祉連携委員会」が組織化されており、常に介護保険の現場の実情に精通しているため、講師として適切な対応が可能である。 更には、研修後においても地域の行政とタイアップし、主治医と連携がとりやすい環境づくりがなされる大きな利点がある。 以上の理由から、当該研修の適切な実施と研修後の指導も継続できる事業者は同医師会の他にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。